

マージン率などの情報について

① 令和5年6月1日付け 派遣労働者数 8人

(注)直近の6月1日現在の状況報告」の派遣労働者の数

② 令和5年度 派遣先事業所数(実数) 2事業所

(注) 直近の事業報告書の派遣先事業所数(実数)

③ 令和5年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 12,250円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣料金の平均額
事業報告で報告したすべての業務についても記載する

④ 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 8,540円(8時間 全業務平均)

(注) 直近の事業報告書の派遣労働者の賃金の額
事業報告で報告したすべての業務についても記載する

⑤ 令和5年度 マージン率平均 30.28%

(注) 計算式
$$\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 28.43\cdots \Rightarrow 28.4$$

(小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入してください。)

事業報告で報告したすべての業務についても記載することが望ましい。

また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のいわゆるマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注) キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと

- ① 新入社員研修実施 2時間
- ② 職能別訓練 1年～4年(各 6時間)
- ③ リーダー研修 2年～4年目(各 2時間)

内容は職種により異なる。

⑦同一労働同一賃金の対応

当社は労働者派遣法第30条の4第一項の規定により労使協定を締結しています。

⑧有効期間 令和6年3月31日まで 範囲; 清掃・検査・データ入力